

～ 市民と共に進める長野改革～

# 「元気なまち ながの」の創造

長野市行政改革大綱

平成15年3月

長 野 市

## はじめに

長野市は、従来から市民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営を目標として、積極的に行政改革に取り組んでまいりました。

しかし、近年、従来の行政のシステムでは的確に対応することができない様々な課題が山積しており、将来にわたって個性豊かで活力に満ちた魅力のあるまちづくりを推進していくためには、これまでの手法や発想によらない新たな視点から、行政のシステムを改革する必要性が生じております。

これからは、行政の主導で進められてきた市政運営を見直して、市民の皆様とのパートナーシップによるまちづくりを推進するとともに、コスト意識・成果重視・競争原理など民間の発想を生かした行財政経営への転換を進め、市民ニーズに応じたより良質なサービスを迅速かつ効率的に提供していく新しい行政のシステムを構築していかなければなりません。

長野のまちに新たな元気を生み出す新しい行政のシステムを市民の皆様と共に構築して、第三次長野市総合計画に基づく、市民福祉の向上や都市基盤整備等の様々な施策・事業を総合的かつ計画的に推進し、目標とする将来の姿「 - 五輪の感動を未来へ - 夢きらめく 交流とやすらぎのまち長野」を実現するため、ここに「長野市行政改革大綱」を策定いたしました。

改革の推進に当たっては、職員一人ひとりの意識改革が必要であることはもとより、市民の皆様一人ひとりのご理解、ご協力と参加が不可欠であります。

皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

この大綱の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました、長野市行政組織を活性化する委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後の行政改革の推進に向け、引き続き、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年3月

長野市長 鷺澤正一

## 目 次

第1章	長野改革の背景	1
(1)	少子高齢社会の到来	1
(2)	高度情報化の進展	1
(3)	経済の長期低迷、厳しい市財政	2
(4)	地方分権の進展	2
(5)	地球環境への配慮	2
(6)	心の豊かさへの指向、価値観の多様化	3
(7)	市民のまちづくりへの参加意識の高まり	3
(8)	コミュニティの役割の変化	3
(9)	市町村合併、広域行政への対応	3
第2章	長野改革の目標と基本理念	4
第3章	長野改革3つの基本姿勢	6
第4章	長野改革3つの視点	6
第5章	長野改革の目標年次	9
第6章	長野改革の具体的な取り組み	9
視点1	市民と市の役割分担を明らかにし、パートナーシップに基づくまちづくりの推進	9
【推進項目1】	市民との役割分担の再構築の推進	9
【推進項目2】	民間活力の活用の推進	11
【推進項目3】	情報提供・公開の推進	12
【推進項目4】	市民参加型市政の推進	13
視点2	民間の発想を取り入れた行財政経営への転換	15
【推進項目1】	成果重視と競争原理を導入した行財政経営の推進	15
【推進項目2】	最少の経費で最大のサービスを提供	15
【推進項目3】	健全な財政運営の推進	17
【推進項目4】	評価制度の活用	18
【推進項目5】	公務員制度改革の推進と職員数の適正化	19
視点3	市民の目線で良質なサービスを迅速に提供	20
【推進項目1】	顧客志向による市政の推進	20
【推進項目2】	柔軟で迅速な対応のできる組織体制の整備の推進	20
【推進項目3】	職員研修の充実	21
【推進項目4】	電子市役所の推進	22
【推進項目5】	窓口サービス向上の推進	23
第7章	推進体制の整備	24

## 第1 長野改革の背景

本市の行政改革への本格的な取り組みは、古くは昭和56年に長野市行政制度改善委員会を設置し、組織機構、事務事業の全面的な見直しを行ったことから始まり、以後、昭和60年、平成8年、平成11年には長野市行政改革大綱を策定し、時代の変遷に従って変化する市民ニーズや時々の行政課題に的確な対応ができるよう、基本方針を大綱に定め、年次計画のもとに改革を推進してきました。

具体的には、民間委託等による民間活力の導入や土木関係業務の一元化、OA化の推進、係制を廃止してスタッフ制の導入、中核市への移行や本格的な地方分権時代に対応ができる組織体制の整備など、サービスの向上を改革の中核に据えて、継続的に組織機構や事務事業の見直しと改善、効率的な行政執行体制の整備、職員数の適正な管理等に努めてきました。

しかしながら、近年、社会経済情勢が急速に、かつ、大きく変化し、地域社会に様々な課題が発生していることから、これらの背景を踏まえ、地方分権時代にふさわしい、自主性・自立性に富んだ魅力と活力のある市政を市民と共に発展させていくため、既存の枠組みや従来発想によらない新たな改革の視点に立った抜本的な改革が必要になっています。

スタッフ制 / 機動的でスピーディな事務処理を行うため、縦割り組織の最小単位である係を廃止し、業務の状況に応じて、柔軟な業務分担や応援体制を取れるようにした組織

中核市 / 都道府県から政令指定都市に準じた事務権限の移譲を受けた都市。人口30万人以上で、面積100km<sup>2</sup>以上（人口50万人未満の場合）の都市が対象

### (1) 少子高齢社会の到来

本格的な少子高齢社会の到来に伴い、今後、労働力人口の減少などによる経済的な影響や、地域の活力の低下が懸念されます。また、高齢者の保健・医療・福祉や子供たちの健全育成、安心して子供を産み育てる環境の整備等に的確に対応していく必要があります。

### (2) 高度情報化の進展

情報処理技術、通信技術が飛躍的に発展し、地域における高度情報化が急速に進んでいます。特に、インターネット等の新しいコミュニケーションの手段は、広く市民生活に浸透してきており、情報ネットワーク社会が構築されつつあることから、これらの高度情報化の進展に的確に対応していく必要があります。

**インターネット** / 専用線や電話回線を利用した通信により、全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク

### (3) 経済の長期低迷、厳しい市財政

我が国の経済は、長引く景気の低迷による雇用情勢の悪化、デフレスパイラルの懸念など極めて厳しい状況にあり、本市においても、個人消費の低迷や企業の雇用調整が進められるなど大きな影響が及んでいます。また、本市の財政は、平成10年度から市税収入が減少に転じているとともに、市債の償還がピークを迎える平成15年度には、公債費が217億円（一般会計分）に及ぶことが見込まれるなど厳しさを増しており、景気や雇用情勢に配慮しつつ、財政の健全化に向けて的確に対応していく必要があります。

**デフレスパイラル** / 物価下落と景気の悪化が同時に進行する状態

**公債費** / 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額

### (4) 地方分権の進展

市民に身近な行政は、できる限り身近な自治体が処理するという基本的な考え方に基づき地方分権が進められており、地域の実情に即し、自主性・自立性に富んだまちづくりを推進するため、自治体の役割と責任は増大しています。分権社会においては、市民に開かれた市政の実現と市民の視点に立った施策の展開が一層求められるとともに、市民の自己決定・自己責任のもとでまちづくりを推進していく必要があります。

### (5) 地球環境への配慮

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など環境問題が深刻化しており、豊かな自然と共生する環境調和のまちを目指して、市民や事業者との連携を図り、環境の保全・創造の取り組みを推進するとともに、循環型社会の構築に努め、将来にわたって市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

**循環型社会** / 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進め、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷を低減する社会

## (6) 心の豊かさへの指向、価値観の多様化

社会の成熟化に伴い、市民一人ひとりの個性、意思を尊重し、ゆとりと心の豊かさが実感できる地域社会へと市民の指向が移り変わるとともに、豊かさに対する市民の価値観や判断基準の多様化が進んでいます。これらの変化に的確に対応する必要があります。

## (7) 市民のまちづくりへの参加意識の高まり

近年、福祉や環境、まちづくり、スポーツなどの広範な分野において、NPOやボランティアによる活動が活発化するなど、市民のまちづくりへの参加意識が高まってきています。市政への市民参加を進めるため、その仕組みを明確にし、共に協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。

**NPO** / 「Non-Profit Organization」の略。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち特定非営利活動促進法（NPO法）により法人に認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

**ボランティア** / 自発的な意志に基づき、他人や社会に貢献する活動を行う個人をいう。その活動を指す場合もある。

## (8) コミュニティの役割の変化

従来は、行政区を中心とした各地域ごとに、まちづくりの課題や市民ニーズをとりまとめ、行政運営に反映させるよう努めてきましたが、生活圏の拡大や居住地にとらわれない様々な市民の活動の活発化等に伴い、これからは、各地域ごとのまちづくりの課題や市民ニーズの把握のみでは、あらゆる課題やニーズを的確に把握して、効果的なまちづくりを推進することが難しくなってきました。こうしたコミュニティの役割の変化にも的確に対応していく必要があります。

**コミュニティ** / 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団（近隣社会）

## (9) 市町村合併、広域行政への対応

市民の日常生活圏や経済活動領域が拡大しており、従来の市町村の枠を越えた広域的な視点から効率的で利便性、質の高いサービスを提供していくことが求められています。市町村合併や長野地域広域市町村圏域の各市町村等との連携による広域行政を推進していく必要があります。

## 第2 長野改革の目標と基本理念

様々な時代の背景を踏まえ、次の目標を達成するため、長野改革を推進します。

### 目標 「元気なまち ながの」の創造

市民の考えや行動、社会経済情勢が大きく変化しており、市民ニーズが多様化、高度化するとともに新たな行政課題が次々と生じています。加えて、長引く景気の低迷等により、市税収入をはじめ市の歳入は減少傾向にあり、市の事業を拡大していくことが望めなくなりました。

これまでのように、行政主導による活動だけでは、市民生活の様々な分野の急速かつ大きな変化に対応し、成熟社会や地方分権時代にふさわしい、魅力と活力のある市政を発展させていくことが難しくなっており、まちづくりの主役が市民であるという原点に戻り、自己決定、自己責任に基づいて自らのまちを治めるという本来の意味での自治を進めなければならない時が来ています。

これからは、市民と市が、まちづくりのビジョンやそれぞれの情報を共有し、対等の立場で連携・協力して、お互いに良きパートナーとして役割を分担しながら魅力と活力のある市政の発展に努めていく必要があります。市民とのパートナーシップによるまちづくりを推進する中で、新たな元気を生み出し、「元気なまち ながの」を実現していきます。

今後の行政改革の推進に当たっては、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方を取り入れ、事務事業の簡素効率化や経費の節減、市民の目線でサービスの向上に一層努めるとともに、市民と役割を分担し、共に改革を進めていきます。

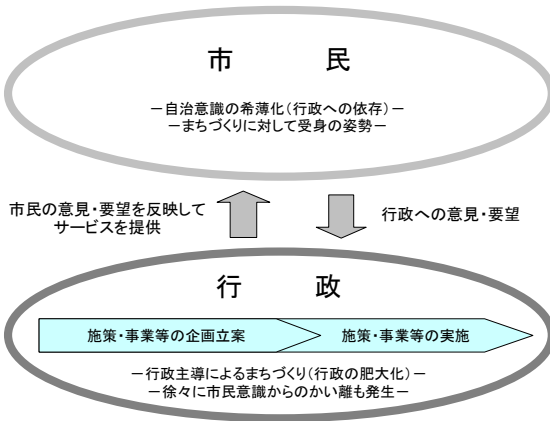
市民とのパートナーシップにより進めていく新たな改革を「長野改革」と呼び、「元気なまち ながの」の創造を目指す長野改革を推進していきます。

**市民** / 長野市と日々かかわって生活圏あるいは社会を構成している個人・団体・企業のすべてをいう。  
**パートナーシップ** / 複数の者が対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協力する関係  
**ニュー・パブリック・マネジメント** (New Public Management) / 1980年代半ば以降、イギリスなどで広がった行政運営理論で、企業の経営理念・手法・成功事例などを行政の現場に適用して、効率化・活性化を図るもの。特徴は、業績・成果に基づく統制 市場メカニズムの活用 顧客志向への転換 組織の簡素化・分権化

## これまでのまちづくり

### 行政主導によるまちづくり

行政が市民の意見や要望を反映させながら施策や事業を企画立案し、まちづくりを進める。



【行政主導によるまちづくりが機能していた社会の背景】

- ・豊かさに対する市民の価値観や判断基準がほぼ一致
- ・都市基盤などのシビルミニマムを効果的・効率的に整備
- ・右肩上がりの経済

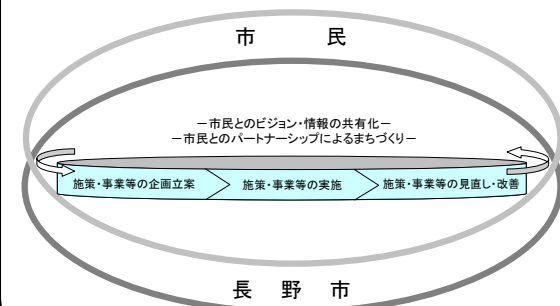
シビルミニマム / 自治体が住民の生活のために保証しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準

### 【社会経済情勢と市民の意識の変化】

- ・少子高齢社会の到来
- ・高度情報化の進展
- ・経済の長期低迷、厳しい市財政
- ・地方分権の進展
- ・地球環境への配慮
- ・心の豊かさへの指向、価値観の多様化
- ・市民のまちづくりへの参加意識の高まり
- ・コミュニティの役割の変化
- ・市町村合併、広域行政への対応

## これからのまちづくりの方向

### 市民とのパートナーシップによるまちづくり



市民と市が、まちづくりのビジョンやそれぞれの情報を共有し、対等の立場で連携・協力して、お互いに良きパートナーとして役割を分担しながら、施策や事業の企画立案から実施、見直し、改善までのすべてのまちづくりを共に進める。



### 第3 長野改革3つの基本姿勢

今後の行政改革の推進に当たっては、次の3つの基本姿勢で新たな視点に基づく改革を進めていきます。

#### 基本姿勢1 全事務事業と組織・機構等の総点検を行います。

～すべてを対象にします～

聖域や例外を設けることなく、外郭団体等の関係事務も含めて、長野市の全事務事業と組織・機構、人事、財政運営等を対象に、総点検を行います。

#### 基本姿勢2 職員一人ひとりの意識改革と市民との協働により改革を推進します。

～みんなの参加と知恵で行います～

職員一人ひとりの意識を改革し、能力と意欲を高めるとともに、市民との協働により、改革を推進します。

協働 / 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

#### 基本姿勢3 常に見直し、改革を継続して行います。

～継続していきます～

行政評価 等による見直しと行政改革の有機的な連携を図りながら、日常的に改善に努め、総合的な見直しと改革を継続して行います。

行政評価 / 政策、施策、事務事業について、事前、実施中又は事後に、一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度及び成果判断をすること。

### 第4 長野改革3つの視点

市は、市民サービスの増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるよう、限られた財源を効果的に活用するとともに、組織及び運営の合理化に努めていきます。

また、常に長野市総合計画との整合を図り、市民との役割分担を明確にしながら、次に掲げる3つの視点に基づき、改革を積極的に推進していきます。

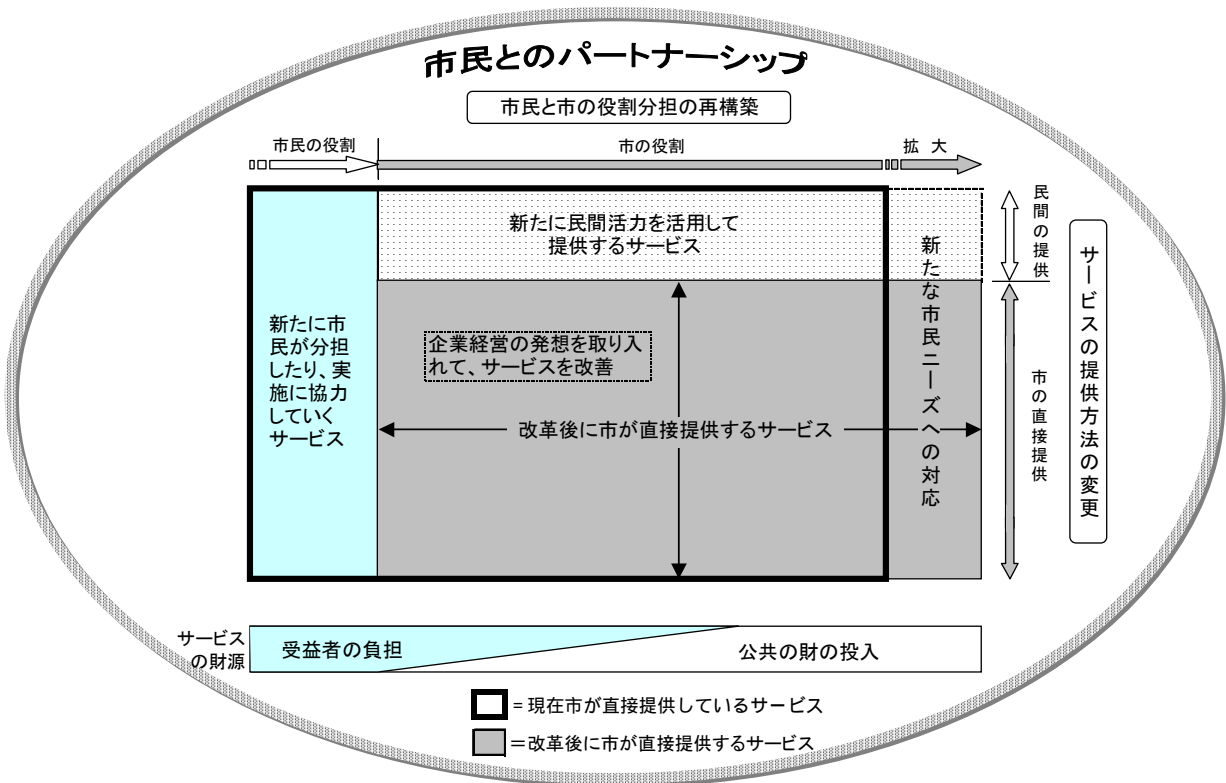
**視点1 市民と市の役割分担を明らかにし、パートナーシップに基づくまちづくりの推進  
～まちづくりの視点から変えていこう～**

市民と市の役割分担を明らかにし、共に力を合わせてまちづくりを進めていく視点から改善を進めます。

市民と市がまちづくりのビジョンやお互いの情報を共有し、共に考え、論議しながら市政を推進することができる環境を整えていくとともに、市民によるサービスの分担と実施への協力や、市が直接提供するよりも民間委託等によって提供の方がより優れていると判断されるサービスには民間活力の活用を進めていきます。

また、市民生活の変化や民間の活動などの動向を的確に把握し、新たな市民ニーズへの対応を図るとともに、市だけではすべてに対応することができない個別のニーズや新たな地域の課題に対しては、市民の協力を得ながら、市民と共に取り組んでいきます。

市民と市の役割分担のイメージ



## 視点2 民間の発想を取り入れた行財政経営への転換

### ～ 民間の発想を生かして変えていこう～

費用対効果などの経済性や成果を重視した企業経営の理念や手法などの発想を生かして改善を進めます。

予算獲得から事務事業の実施までを重視した従来の行財政運営から、競争原理を働かし、常にコスト意識を持ちながら、目標とその達成度の明確化を図り、経済性や成果を重視した行財政経営に転換していきます。

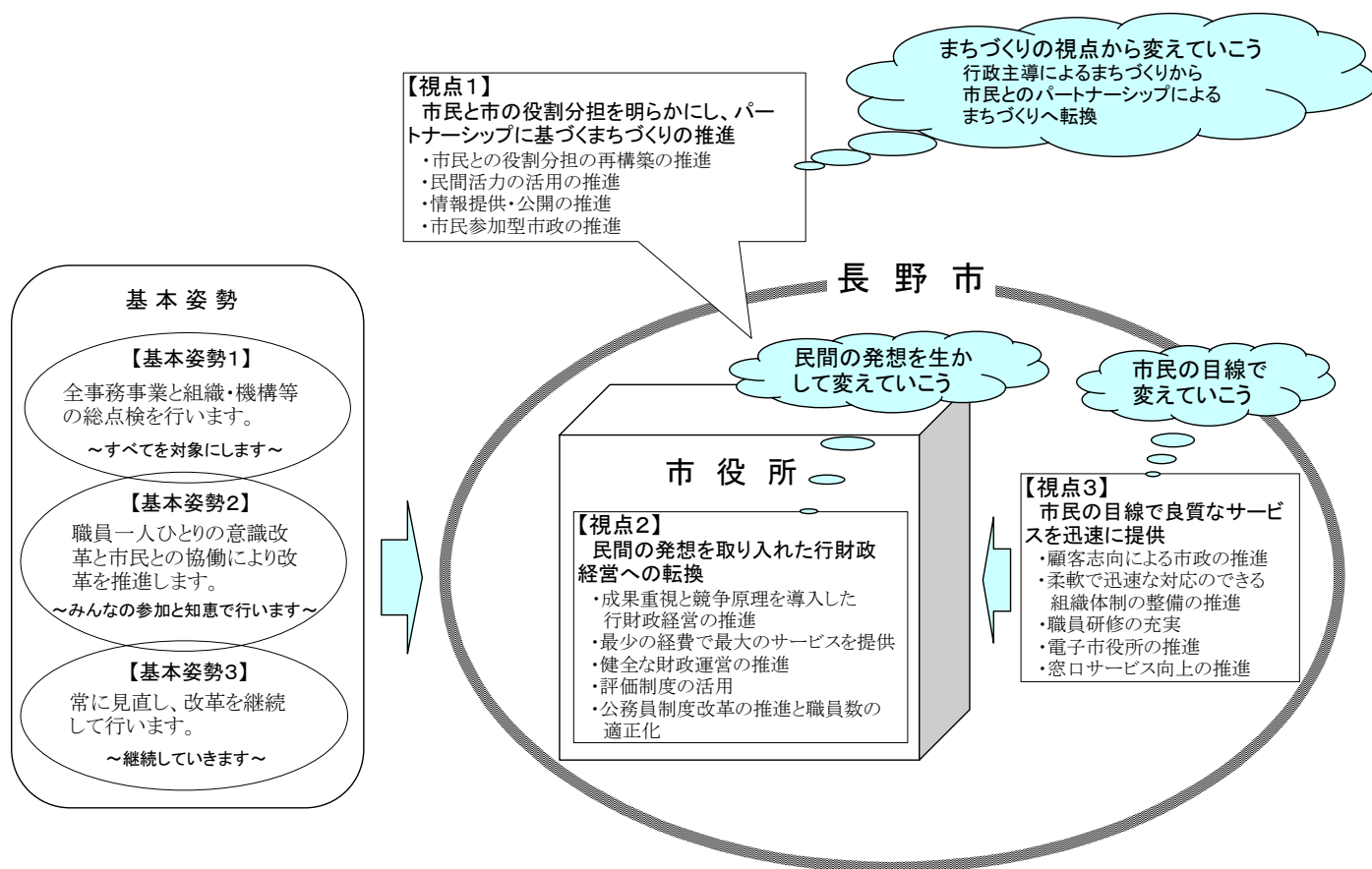
## 視点3 市民の目線で良質なサービスを迅速に提供

### ～ 市民の目線で変えていこう～

社会のあらゆる分野で変革が進み、市民意識が急速に変化しており、従来からの行政手法では市民ニーズへの柔軟で機敏な対応が不十分であったり、市民意識や市民感情からのかい離も見られます。

前例踏襲を基調としてきた従来の行政スタイルからの脱却を図り、常に市民の目線で市政の見直しと改善を進め、市民ニーズに即応した良質なサービスを迅速に提供していきます。

## 長野改革の基本姿勢と視点



## 第5 長野改革の目標年次

この大綱に定める改革は、平成15年度から19年度までの5か年間に実施します。

## 第6 長野改革の具体的な取り組み

### 視点1 市民と市の役割分担を明らかにし、パートナーシップに基づくまちづくりの推進

#### 【推進項目1】 市民との役割分担の再構築の推進

市民との役割分担を明らかにし、現在市が実施している事業や新たな市民ニーズに対応する事業のうち、市が行う必要性や妥当性、市民の活動の状況を十分に把握した上で、市民の活動に委ねるべき事業は積極的に市民に委ねていきます。

### 推進内容1 事業の廃止又は縮小

時代の変化により、市が行う必要性や妥当性が薄れてきている事業や本来は市民自らが行うべき事業については、市民の自主的な活動に委ねて、市の事業の廃止又は縮小を進めます。

また、新たな市民ニーズに対応する事業のうち、市民の自主的な活動に委ねることが適当と判断される事業については、市民の活動に委ねていきます。

### 推進内容2 補助金の整理適正化

補助金については、交付先団体等の決算状況、活動実態、事業成果等を精査しながら、次に掲げる基準により、市の責任分野を明確にして、廃止、縮減、終期設定及び類似補助金の統合、新設の抑制などの抜本的な見直しを進めます。

また、厳しい財政状況から一律の削減やサンセット方式の導入の検討を進めます。

- ア 公益性...公益性が認められないものや少ないものは廃止・縮減を行う。
- イ 公平性...著しく特定の者が有利なものや類似団体等との均衡がとれないものは廃止・縮減を行う。
- ウ 必要性...社会経済情勢に適合しないもの、目的を達成又は達成しつつあるものや一過性のものは廃止・縮減・終期設定を行う。
- エ 効果経済性...補助額が少額で効果が低いもの、効果に比較し補助額が多いものや自主運営が可能なものは廃止・縮減を行う。

**サンセット方式** / 事業や補助金、法律などにあらかじめ期限を設け、期限が来たら自動的に廃止する方式。期限後に継続する場合は、その理由を改めて示す必要がある。

### 推進内容3 外郭団体等の見直しや自主運営の促進

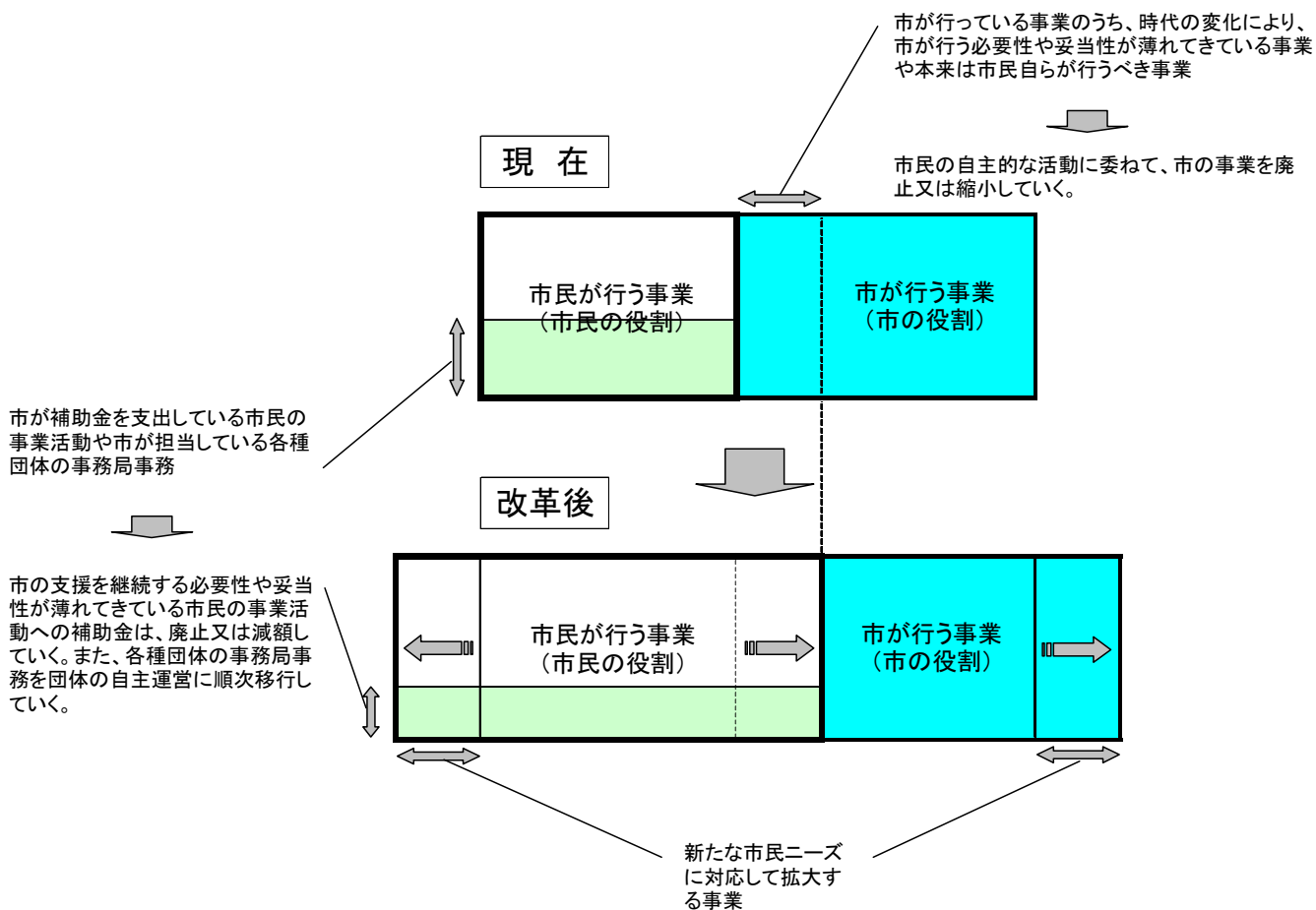
市が主体となって設立した公社等の外郭団体については、社会経済情勢の変化等を念頭に置き、団体との緊密な連携のもと、経営状況を常に点検評価するとともに、情報の公開、役員報酬等の見直し、職員給与の適正化、人員体制の簡素効率化等の指導を適切に行い、積極的な経営改善を促進します。

連絡・調整など市政の一翼を担っている各種団体については、その設立目的、活動内容、運営状況、果たしている機能等について検討を行い、類似の

活動を行うもの、既に目的を達成したと思われるものの統廃合を進める等の抜本的な見直しを行うとともに、事務の効率化等による運営改善を促進します。

また、自主運営や改善努力を促しながら、市による事務局事務や補助金の必要性・妥当性について見直しを行い、団体の自主性・自立性を尊重した自主運営への移行を進めます。

### 市民との役割分担の再構築



## 【推進項目 2】 民間活力の活用の推進

市が直接提供するよりも、民間委託などにより民間活力を活用した方がより優れていると判断される事業については、民間活力の活用を進めます。

### 推進内容 1 民間委託等の推進

事業の性格、社会の背景を踏まえ、市の責任を保持しつつ、信頼性、安定

性、安全性、サービス水準、費用対効果などを十分勘案して、民間の専門性や効率性が発揮でき、委託した方がより優れていると判断される市の事業の民間委託を進めます。

既に民間に委託しているものについても、より効果的、効率的な委託が行えるように委託内容等の改善を進めます。

#### 推進内容2 P F I の導入

新たに施設建設等を行う際には、P F I事業など、民間の資金やノウハウを活用した建設・運営手法を検討し、より効果的、効率的な整備を進めます。

**P F I** / 「Private Finance Initiative」の略。公共部門が実施していた社会資本整備を、民間の資金・経営ノウハウを導入し、民間事業者主導で実施しようとする手法

#### 推進内容3 民営化の検討

民間と競合する事業など、民間の事業活動に移行しても、サービス水準が確保されるとともに、より効果的なサービスの提供が可能であると判断されるものについては、民営化の検討を進めます。

#### 推進内容4 市民公益活動団体 との協働の推進

市民公益活動を促進し、市民とのパートナーシップによるまちづくりを推進するための指針として策定した「市民公益活動促進のための基本方針」に基づき、事業委託等による市民公益活動団体との協働を進めます。

また、市民との協働に当たって新たに必要とされる、受託者の選定基準、事業提案方法などの委託の手続きやルール、成果を明確化していきます。

**市民公益活動団体** / 「市民公益活動促進のための基本方針」に定義された、市民公益活動を行う、特定非営利活動法人（N P O法人）やボランティア団体などのこと。

**市民公益活動** / 「市民公益活動促進のための基本方針」に定義された、市民が市を基盤として自主的に行う公益性のある活動のこと。

#### 【推進項目3】 情報提供・公開の推進

市民と市がまちづくりのビジョンやお互いの情報を共有し、同じ基盤に立つこ

とがパートナーシップや市民参加の基本となるため、市政の情報は、市民に喜ばれる情報だけでなくどんな情報も、広報紙やホームページ等を通じて積極的に市民に提供・公開し、市政の透明性を高めていきます。

#### ホームページ/インターネットで情報提供・公開するために作られたページ

##### 推進内容 1 市政情報の提供・公開

市政への市民参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし市政運営の透明性の向上を図るため、長野市情報公開条例を適正に運用し、市民に分かりやすい市政情報の提供を積極的に進めます。

##### 推進内容 2 審議会等の会議の公開

審議会等の審議状況を明らかにし、市民の市政への理解と信頼に基づく開かれた市政運営をするため、会議の公開を進めます。

##### 推進内容 3 広報活動の充実

より多くの市政情報を正確かつ迅速に市民に提供していくことができるよう、広報活動を充実します。

広報紙の作成に当たっては、読みやすく親しみやすい紙面づくりなどの工夫を行い、より効果的な広報を進めます。

また、市民から市政に寄せられる質問や意見に対する市の回答は、広く市民に提供・公開するように努めていきます。

#### 【推進項目 4】 市民参加型市政の推進

市民の意見や要望を的確に把握して市政に反映していくため、広聴活動の充実やパブリックコメントの実施に努めるなど、施策・事業等の企画立案から実施、見直し、改善に至るまで、広く市民参加を推進していきます。

パブリックコメント/一定の行政計画や規制・制度・新規事業等について、市の意思決定を行う前に、その計画案及び概要等を広く市民に公開して、市民がそれに対する意見や情報を提案・提供できるシステム



## 推進内容 1 市政への市民参加の推進

パブリックコメントの手続きとして「まちづくり提案制度」の活用推進と充実を図ります。

また、広く市政への市民参加を求め、市民の協力を得ながら共に政策を決定し事業を進めるよう、市民参加型ミニ市場公募債の発行、市民が参加したプロジェクトチームやワークショップなどの設置を進めるとともに、パートナーシップ組織の形成を多方面にわたって促進し、市政への市民参加システムの再構築とルールに基づいた市民参加を実現します。

市民参加に当たっては、各地域の市民活動の拠点となる場所の検討や参加する市民が守秘義務・公平の原則を守るように配慮します。

**まちづくり提案制度** / 市が重要な政策を決定する場合に、その趣旨、概要等を原案の段階から公表して、広く市民の意見を求め、政策決定に反映させる制度

**ワークショップ** / グループ作業を通して参加者が自由に意見やアイデアを出し合いながら全体の意思を決定していくなど、進め方に創造行為と合意形成が効果的に行える工夫を取り入れた会議や作業のこと。

**パートナーシップ組織** / 市民、事業者、行政の三者が主体的に参加し、対等の立場で共に作業するというプロセスを通じて合意を形成して、共通の目標に向けて行動する組織。長野市では、平成13年6月に「ながの環境パートナーシップ会議」が設立され、市民、事業者、市の協働により活動を展開している。

## 推進内容 2 審議会等への市民参加の推進

審議会等の委員は、任期や他の審議会との兼職を制限し、可能な限り市民公募枠を設けて広く市民の参画を推進するとともに、女性委員の参画を積極的に進めます。

## 推進内容 3 広聴活動の充実

各種市民会議の開催やインターネットなども活用した広聴活動の一層の充実に努めるとともに、市民から市に寄せられる声の把握だけではなく、職員自らが市民の活動や行事等に参加する中で、市民生活、市民の考え方やニーズの変化を先取りして、政策・事業計画に反映するように努めます。

## 視点2 民間の発想を取り入れた行財政経営への転換

### 【推進項目1】 成果重視と競争原理を導入した行財政経営の推進

企業経営の手法を生かし、成果を重視し競争原理を導入した行財政経営への転換を図ります。

#### 推進内容1 目標管理制度の導入等

施策・事業の推進に当たっては、総合計画に基づく具体的な目標の設定や目標に対する達成度の測定方法等を明確にした目標管理制度の整備に努めます。

市民ニーズの変化、事業の成果に応じて、年度途中であっても事業の拡大・縮小や内容変更を行うなど、企業の弾力性や柔軟性を取り入れた市政の経営に努めます。

また、サービスの水準や行政コストなどについて、先進自治体等との客観的な比較に努め、競争原理を導入しながら改善を進めます。

### 【推進項目2】 最少の経費で最大のサービスを提供

コスト意識を高め、将来の社会環境の変化を考慮した長期的な視点も取り入れて費用対効果の高い事業を実施し、最少の経費で最大の市民満足が得られるサービスを提供していきます。

#### 推進内容1 事務事業の簡素効率化

事務事業については、行政評価や行政コスト計算書等の活用によりコストや費用対効果を明らかにしながら、徹底した簡素効率化、経費節減に努めます。

また、環境マネジメントシステムに基づく事務事業の執行を進め、環境への負荷を軽減するとともに、省エネルギー化、再資源化、再利用化を進めます。

行政コスト計算書/人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスのコストを明らかにしたものの。

環境マネジメントシステム / 組織の環境管理に関する方針や目標等を設定し、これらに沿った計画・実施・評価・見直し改善を継続し、事業活動に伴う環境への負荷を低減するシステム

#### 推進内容2 事務事業の整理統合

すべての事務事業について、従来の経緯にとらわれることなく、その必要性を精査し、新たな行政課題も含めて優先度を見極め、厳選しながら整理統合を進めます。

複数の所属にまたがって類似又は密接に関連している事務事業は、整理統合や各所属の事務分担の明確化、情報の共有化などによる省力化や効率化を進めます。

また、国・県・関係機関等との役割分担・連携・共同の視点からも事務事業を見直し、整理や効率化を進めます。

#### 推進内容3 公共工事コストの縮減及び入札制度の改善

公共工事の実施に当たっては、「公共工事コスト縮減対策に関する長野市新行動計画」等に基づき、計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法の導入などによる直接的な工事コストの低減に加え、ライフサイクルコストを低減（施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化等）し、総合的なコストの縮減に努めます。

また、公共工事等の入札制度については、より適正な競争環境を整え、公正・公明な制度を目指して、有識者の意見を取り入れながら改善していきます。

ライフサイクルコスト / 建物の企画・設計から始まり、建設、運用、寿命による解体処分までを建物の生涯（ライフサイクル）と定義して、その全期間に要する費用

#### 推進内容4 既存施設の見直し

既存の公共施設の多目的な有効活用や施設改修による利便性の向上などにより、施設稼働率の改善を図るとともに、各施設の利用者の動態、類似施設の利用実態等を的確に把握し、必要に応じて廃止・縮小・統合の検討を進めます。

また、施設の点検・劣化診断の実施と計画的な施設保全により、長寿命化を進めます。

## 推進内容5 施設整備の適正化

施設の整備に当たっては、市民の意見や要望を聴きながら施設の役割、機能、運営方法等について十分に検討するとともに、PFI事業等による民間活力の活用を検討し、効率的かつ効果的な施設整備を進めます。

また、ユニバーサルデザインへの配慮や災害時に公共施設が果たす役割も考慮した整備を進めます。

ユニバーサルデザイン / 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

## 【推進項目3】 健全な財政運営の推進

事務事業のランニングコストなども考慮し、中長期的な予算・コスト管理のもとで健全な財政運営を進めます。

ランニングコスト / 運転、経営、管理等に必要な経費

## 推進内容1 中長期財政見直し、企業会計手法の活用

中長期的な財政見直しに基づき、施策の重要度・緊急度などを勘案し、優先順位による選択を行い、重点的かつ効果的な財源の配分を行うとともに、基金、市債等の適正な管理を図り、計画的な財政運営を行います。

また、バランスシートや行政コスト計算書等企业会計手法を活用し、財政状況とコストの把握に努め、効率的な予算編成を行います。

バランスシート / 貸借対照表。年度末における資産と負債の残高を対照表示する一覧表

## 推進内容2 市税等の収納率の向上

自主財源の確保と税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の着実な実施により、市税をはじめ国民健康保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料などの収入金について、一層の収納率向上を図ります。

### 推進内容 3 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料・手数料等すべての料金を常に見直し適正化を図ります。

また、民間と競合するものや利用者が限られているサービス等を精査して、新たに受益者負担を求めることが適当な事業については、適正な負担を求めます。

### 推進内容 4 自主財源拡充の検討

課税自主権の活用の研究など、自主財源の拡充について検討を進めるとともに、市有財産の有効活用、未利用地の売却等を積極的に進めます。

## 【推進項目 4】 評価制度の活用

評価に基づく、継続的な見直し・改善を行い、成果重視・顧客志向の市政を着実に進めます。

また、行政改革を推進していく手法として、評価制度のより有効な活用を進めます。

### 推進内容 1 行政評価の推進

行政活動の目的や目標を明らかにし、市民の視点に立つ客観的な指標に基づいて、その成果、費用対効果、実施手法の妥当性などを評価する行政評価を推進し、市政の現状と課題を正確に把握しながら効果的な見直しと改善を進めます。

また、事務事業だけでなく政策や施策を対象とする評価と外部評価の導入にも取り組んでいきます。

### 推進内容 2 公共事業に対する再評価制度の推進

公共事業の効率的な執行と実施過程の透明性確保等の観点から、事業採択後一定期間を経過した国土交通省所管の公共事業の再評価を平成 13 年度から実施していますが、このほかの国庫補助事業及び市の単独事業の公共事業に対しても再評価制度の導入の検討を進めます。

## 【推進項目 5】 公務員制度改革の推進と職員数の適正化

国の公務員制度改革の動向を踏まえ、新たな能力・業績評価と人事・給与制度を整備するとともに、職員の能力開発と人材育成を進めます。また、業務量に見合った適正な職員数の管理に努めます。

### 推進内容 1 人事・給与制度の見直し

職員の能力と業績を公正に評価する制度を確立し、その評価に基づき、能力本位で適材適所の職員配置を行うとともに、能力・職責・業績を給与に適切に反映していくよう、新たな評価・人事・給与制度の整備を進めます。

職員の評価に当たっては、職務の遂行に必要な知識、経験、責任の度合いなどの様々な要素を検討し、職務の難易度や能力・業績に応じた職員の的確な評価基準を整備します。

また、職員給与については、民間の給与水準等を考慮しながら、より適正化を図ります。

### 推進内容 2 職員数と職員配置の適正化

簡素で効率的な行政執行体制の整備とともに、職員の能力・専門性及び業務の内容や量の的確な把握に基づく適材適所の職員配置を行い、少数精鋭主義に徹した職員数の管理に努めます。

また、専門知識、技術、資格や経験を必要とする業務には任期付職員・再任用職員の採用を、短期業務、断続業務、定型・定量・画一業務等には嘱託職員・臨時職員・短時間勤務の職員の採用を進めるとともに、複数の部署間での柔軟な応援態勢の整備、変則的な勤務時間の導入などを検討し、業務の内容や繁閑に応じた、弾力的で無駄のない職員配置を行います。

**任期付職員** / 専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、任期を定めて一般職の職員へ採用すること。

**再任用職員** / 定年退職者等を、1年を超えない範囲内で任期を定めて再任用すること。

### 推進内容 3 多様な人材の確保・育成の推進

職員の行財政経営等についての一層の知識、柔軟な発想や工夫、意欲、行動力が求められていることから、新たな任用制度や選考基準の導入による多

様で優れた人材の確保と長期的な視点に立った人材の育成、職員の特性等を生かした専門能力の向上を図ります。

#### 推進内容 4 職員の意識改革と職場の活性化

社会の変化や市民ニーズを先取りし、自ら考えて実行に移すことができる意欲的・行動的な職員、常に自己の仕事に問題意識を持ち、豊かな発想で改善や合理化に取り組み、市民の期待と要望に応えていこうとする職員を目標に、職員一人ひとりの意識改革を進めます。

また、職員一人ひとりが持つ多様な能力と専門性、創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう、特定の職務に対する職員の公募の実施やインセンティブ等を考慮した職員提案制度の再構築などにより、職場の活性化と士気の高揚を図ります。

**インセンティブ** ( Incentive ) / 奨励や刺激、報奨を意味する英語。人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。

### 視点 3 市民の目線で良質なサービスを迅速に提供

#### 【推進項目 1】 顧客志向による市政の推進

市民の付託に基づいてサービスを提供するという市政の原点に戻り、地域の実情や市民一人ひとりの立場に立った市政を進めます。

#### 推進内容 1 市民の目線による事務事業等の再点検

行政評価などの手法を活用し、市民の目線から事務事業の再点検を行い、サービスの見直しを進めます。

また、市民との対応に当たっては、市民に分かりやすい明確な言葉遣いを行うなど、より市民に分かりやすく親切的な市政への改善を進めます。

#### 【推進項目 2】 柔軟で迅速な対応のできる組織体制の整備の推進

時代の変化や地域の課題に対して、より柔軟で迅速な対応ができる組織体制の整備を進めます。

#### 推進内容 1 機能的な組織・機構の整備

業務の内容や量に応じた簡素で効率的な市民に分かりやすい組織・機構の整備を進めるとともに、横断的な行政課題に対して機動的、総合的な対応が柔軟・迅速に行える機能的な組織・機構への改善を進めます。

#### 推進内容 2 新たな時代に対応した支所等の在り方

長期的視点に立って、本庁と支所等の役割や機能を整理・研究し、時代の変化や地域の課題に対応し、地域の特性を生かしながら、市民と共に市政を推進していく体制の確立を目指します。

#### 推進内容 3 政策形成・行財政経営推進機能の強化

社会の諸情勢の的確な把握・分析に基づき、政策・行財政経営の研究、評価や改善提言を行う機関等の設置、改善提言等に基づいて、総合的かつ横断的な調整を行いながら具体的な行財政経営を進める部署の設置などにより、政策形成機能や行財政経営推進機能の強化を図ります。

#### 推進内容 4 審議会等の適正化

審議会等の役割や必要性などを精査し、廃止、縮小、統合等の適正化を進めます。

### 【推進項目 3】 職員研修の充実

職員の専門知識の習得、企画立案能力の向上、接客の改善を進め、市民の信頼と期待に応えられる職員を育成するため、職員研修を更に充実・強化します。

#### 推進内容 1 派遣研修の充実

職務遂行能力の向上と意識改革、政策形成能力、法務能力など高度・専門的な能力等を養成するため、自治大学校等の外部研修機関の活用や、国・県・民間等への派遣研修、社会人大学院への派遣を進めます。



## 推進内容2 時代の変化に対応した研修等の充実

時代の要請に応じた新たな知識・能力、柔軟な発想、行動力を備え、市民満足度を高める職員を育成するため、経営感覚の習得やワークショップ手法の実習など、時代の変化に的確に対応した各種研修の充実・強化を進めます。

### 【推進項目4】 電子市役所の推進

「長野市高度情報化基本計画」に基づき、情報通信システムの安全性・信頼性の確保に十分配慮しながら、地域の情報化と行政内部の情報化を総合的かつ計画的に推進します。

また、IT社会に対応した電子市役所の構築により、事務の効率化、省力化、迅速化とサービスの向上を図ります。

#### 推進内容1 IT社会に対応したサービスの拡充

個人情報の保護やデジタルデバイドの解消にも配慮しながら、インターネットを活用した市民への市政情報の提供と市民からの広聴を積極的に進めるとともに、インターネット経由で各種申請・届出などが可能になる電子申請・届出システムや公共施設共通予約システムの構築、電子入札システムの導入等を推進し、IT社会に対応したサービスの拡充を進めます。

デジタルデバイド/パソコンやインターネットなどの情報通信技術(IT)を使いこなせるか使いこなせないかによって生ずる、待遇や機会等の差

電子入札システム/入札にかかわる一連の手続きを電子化し、事業者がインターネットを利用して時間や場所にとらわれることなく、容易に入札に参加できるようにするシステム

## 推進内容2 行政情報化の推進

庁内LAN/WAN（全庁ネットワーク）の拡充、総合行政ネットワークの活用、電子文書・電子決裁に対応した文書管理システムや財務会計システムの導入により、事務の効率化、省力化、迅速化と情報の共有化及びペーパーレス化を進めます。

**L A N** / 「Local Area Network」の略。企業内やビル内、事業所内等の狭い空間においてコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワーク

**W A N** / 「Wide Area Network」の略。遠隔地にあるコンピュータやL A Nを、通信回線で相互に接続した広域ネットワーク

**総合行政ネットワーク** ( L G W A N : Local Government Wide Area Network ) / 全国の地方自治体を相互にネットワークで結ぶとともに、国のネットワークである霞ヶ関W A Nとも接続し、迅速な文書交換や法令・統計等の情報の共有を図るもの

**電子決裁** / 従来、紙と印鑑で行われていた庁内の決裁業務を、パソコンを使って電子的に処理するシステム

**文書管理システム** / 文書の作成・收受・施行・保存・公開・廃棄といった文書のライフサイクルを電子的に一元管理し、文書管理事務の省力化や省資源化、資料の保管場所などの課題を解決するもの

## 【推進項目5】 窓口サービス向上の推進

窓口サービスに対する市民ニーズの把握に努め、費用対効果を明確にししながら、便利で分かりやすい窓口サービスへの改善を進めます。

### 推進内容1 総合窓口・ワンストップサービス の検討

来庁者が1箇所の窓口ですべての用件を済ませることができることを目標に、ひとつの窓口でより多くの事務を取り扱うシステムを研究し、電子市役所の構築や庁舎のレイアウト等も勘案しながら導入の検討を進めます。

**ワンストップサービス** / 1箇所又は1回の手続きで、関連して必要なすべての行政手続きを完了させたり、各種のサービスが受けられるようにすること。

### 推進内容2 窓口サービスの改善

時間外窓口の開設など、窓口サービスの拡大要望が多い業務については、職員の勤務体制、コンピュータシステム等の稼働体制、庁舎管理、諸経費等の課題を整理し、サービス拡大の検討を進めます。

また、窓口業務の手続き時間の短縮に努めるとともに、手続きを簡素化して、窓口サービスの改善を進めます。

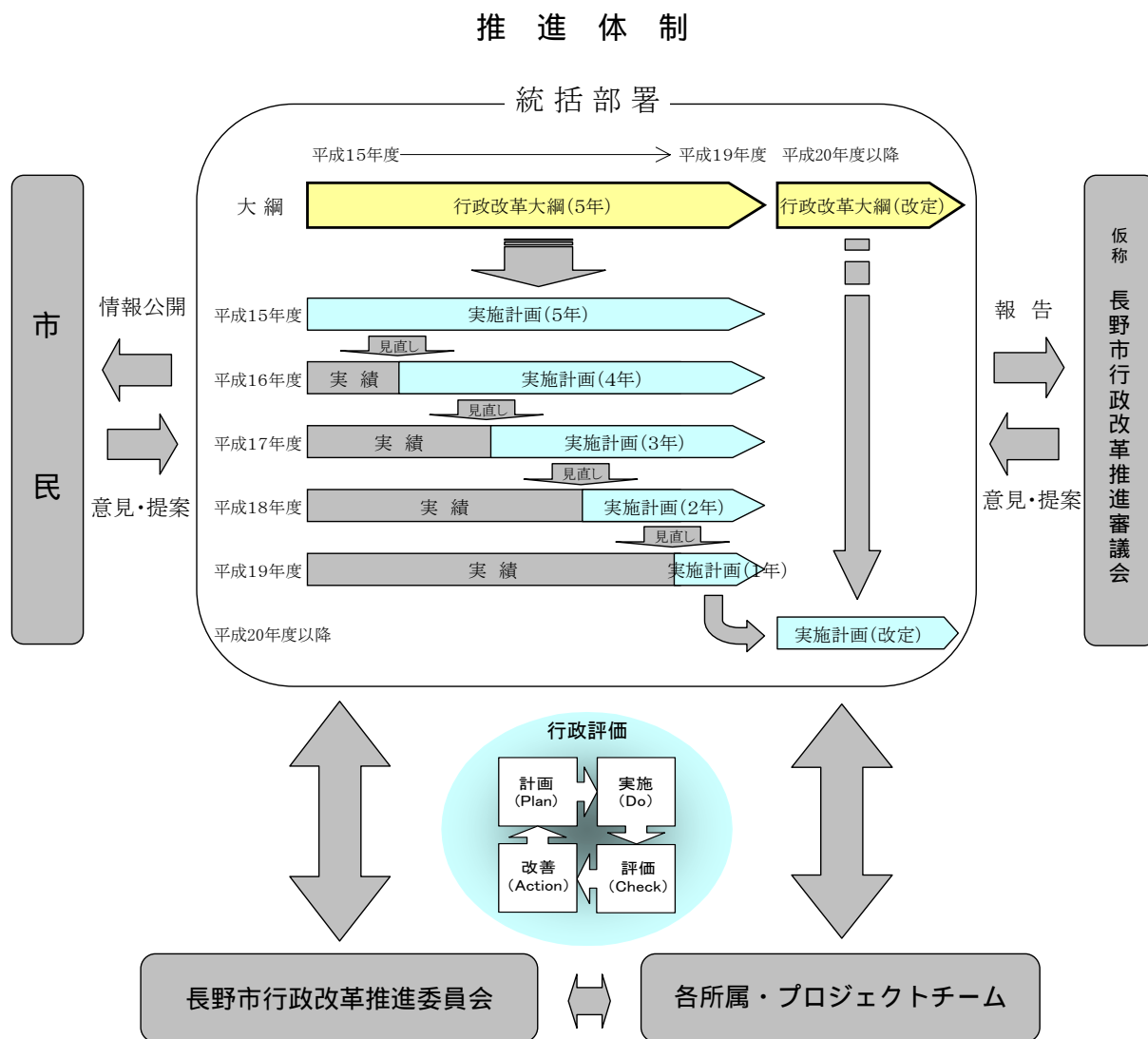
## 第7 推進体制の整備

全体を統括して具体的に推進を図るため、統括部署を設置して、庁内の推進組織である長野市行政改革推進委員会との連動のもとに、実施計画の策定とその進行管理を行い、大綱に基づく行政改革を着実に実施していきます。

特に、全庁的な改革や複数の所属に関する改革については、庁内にプロジェクトチームを設置して、改革を推進します。

また、市政の現状と課題の的確な把握のもとに、効果的に見直し・改善を継続するため、行政評価と連携し、その活用を図ります。

さらに、行政改革の内容とその進捗状況を（仮称）長野市行政改革推進審議会に報告するとともに、市民に公開し、いただいた意見や提案を行政改革に反映していきます。





長野市総務部職員課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 224-5003 FAX 224-7964

ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp/>